

令和6年4月8日

保護者様

小美玉市立小川北義務教育学校長 八木 健

小川北義務教育学校 部活動に係る活動方針について

春暖の候、保護者の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、茨城県・小美玉市で策定されました「部活動の運営方針」を受け、本校でも小美玉市の基本方針に則った「部活動の在り方に関する活動方針」を策定し、運用していくこととしました。

つきましては、下記に示す部活動の在り方の概要をご理解いただくとともに、ご協力よろしく願いいたします。詳細につきましては、「部活動に係る活動方針」を学校HPに掲載しましたのでご覧ください。

【部活動の在り方の概要】

- ・ 学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。)
- ・ 1日の活動時間は、平日は2時間を上限とし、休日(学期中の週末を含む)は3時間を上限とする。ただし、活動時間に準備、片づけ、移動時間は含まない。また、練習試合並びに各種大会等への参加に当たっては、その限りとしない。
- ・ 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、ほかの休日に休養日を振り替える。
- ・ 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。
- ・ 定期試験実施日前3日間を、部活動休養日とする。また、定期試験実施日についても、事務処理業務を行うため、部活動休養日とする。

【熱中症対策】

- ・ 暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は運動部活動を原則禁止とする。
- ・ 積極的に水分補給を呼びかけ、休憩を入れながら活動することとする。

【その他】

- ・ 月の部活動実施計画、実績報告を学校HPに掲載する。

<p><問い合わせ先> 小美玉市立小川北義務教育学校 後期教頭 紫村 拓也 0299-58-2544</p>
--

